

有資格業者の皆様へ

九州地方整備局

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するために様々な取組をしてきたにも拘わらず、直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生しましたことを踏まえて、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」を取り纏めました。また、平成19年3月に国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会からの官製談合防止法に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、同年6月に、入札談合等関与行為等についての調査結果及び改善措置をまとめ、公正取引委員会に報告し、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。

これらに基づき、九州地方整備局では、平成17年12月に「九州地方整備局発注者綱紀保持委員会」を設置し、平成18年11月に「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」及び「九州地方整備局発注者綱紀保持マニュアル」を制定、さらに平成19年10月には、職員からの通報制度について、秘匿性の高い外部窓口の設置と、事業者・OB等からの不当な働きかけの報告・記録・公表制度を構築するなど、全ての職員に向けて、公共工事のみならず、発注事務全般に係る法令遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀保持を徹底し、一日も早く国民の信頼を回復できるよう努めているところです。

有資格業者の皆様におかれましては、九州地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力をいただけるようお願いいたします。

【 資料 】

1. [九州地方整備局発注者綱紀保持規程（平成21年7月改正）](#)
2. [九州地方整備局発注者綱紀保持マニュアル（平成21年7月改正）](#)
3. [不当な働きかけ対応フロー](#)

〔 規程・マニュアルの最新改正日は平成21年7月13日です 〕

[問い合わせ先]

国土交通省 九州地方整備局

住 所 : 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎

電話番号 : 092-471-6331 (代表)

発注者綱紀保持担当者

① 総務部 適正業務指導官 (内線: 2225)

② 港湾空港部 港政調整官 (内線: 62-200)